

卷末資料

- ・ 町民アンケート調査票
- ・ 条 例
- ・ 経 過

笠松町 公共施設に関する町民アンケート

みなさんのご意見をお聞かせください

町民の皆様には、日頃から町政にご理解、ご協力を頂きましてありがとうございます。

笠松町では、これまで人口の増加や多様化する町民ニーズに対応するため、多くの公共施設を整備してきました。また、町民の皆様に安心安全にご利用いただけるように、必要な修繕・改修等も実施してきました。

しかしながら、高度経済成長期に多く整備された公共施設の老朽化対策が、全国的に大きな課題となっており、平成 26 年 4 月には、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう、総務省から全国の自治体に対して要請が行われたところです。

笠松町も他の自治体と同様に公共施設の老朽化が進み、今後大規模な改修や建て替えが必要となる見込です。しかし、人口減少、少子高齢化の進行による人口構成の変化や厳しい財政状況により、全ての施設を建て替えすることは困難であり、今後の公共施設の適正な管理運営に向けたあり方の検討に取り組む必要があると考えています。

そこで、これからの公共施設について皆様のご意見を頂き、今後の貴重な資料とするため、アンケート調査を実施することといたしました。

ご回答頂いた内容は、全て統計的に処理しますので、個人に係る情報が公開されることは一切ございません。安心してご回答ください。

お忙しいところ恐れ入りますが、調査の主旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成 28 年 6 月 笠松町長 広江 正明



◆ご記入にあたってのお願い◆

1. このアンケート調査は、あて名のご本人様がお答えください。ご本人様の記入が難しい場合は、ご家族様や介助者様の代筆で回答をお願いします。
2. 記入はボールペンか濃い鉛筆、サインペンなどではっきりとお書きください。
3. 回答は、該当する番号を○で囲んだり、具体的に記述するなど、設問ごとに指定する方法でお書きください。
4. 解答欄の「その他」を選んだときは、() 内に簡単にその内容をお書きください。
5. 封筒やアンケート用紙にお名前を記入する必要はありません。

◆アンケート調査の回収について◆

- ・勝手ながら、集計の都合上、このアンケート用紙に回答をご記入の上、同封の返信用封筒に入れて、7月8日(金)までに、切手を貼らずにポストにご投函ください。

◆調査対象・目的◆

- ・このアンケート調査は、平成28年6月1日現在で笠松町にお住まいの16歳以上の方から、無作為に抽出した2000人の方を対象に実施しています。
- ・このアンケート調査はあくまでも今後の検討の基礎資料とすることを目的としていますので、無記名で行い、別の目的には使用いたしません。

◆アンケートに関するお問い合わせ先◆

- ・このアンケート調査に関してご不明な点がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

【アンケートに関する問い合わせ先】

笠松町役場 企画環境経済部企画課 企画調整担当

電 話：058-388-1113(直通)

F A X：058-387-5816

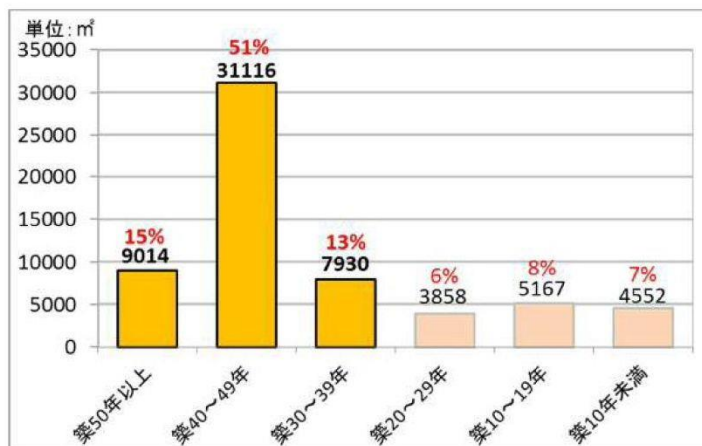
E メール：kikaku@town.kasamatsu.lg.jp

以下の「笠松町の公共施設の現状と課題」をお読みいただき、設問にお答えください。

笠松町の公共施設等の現状と課題

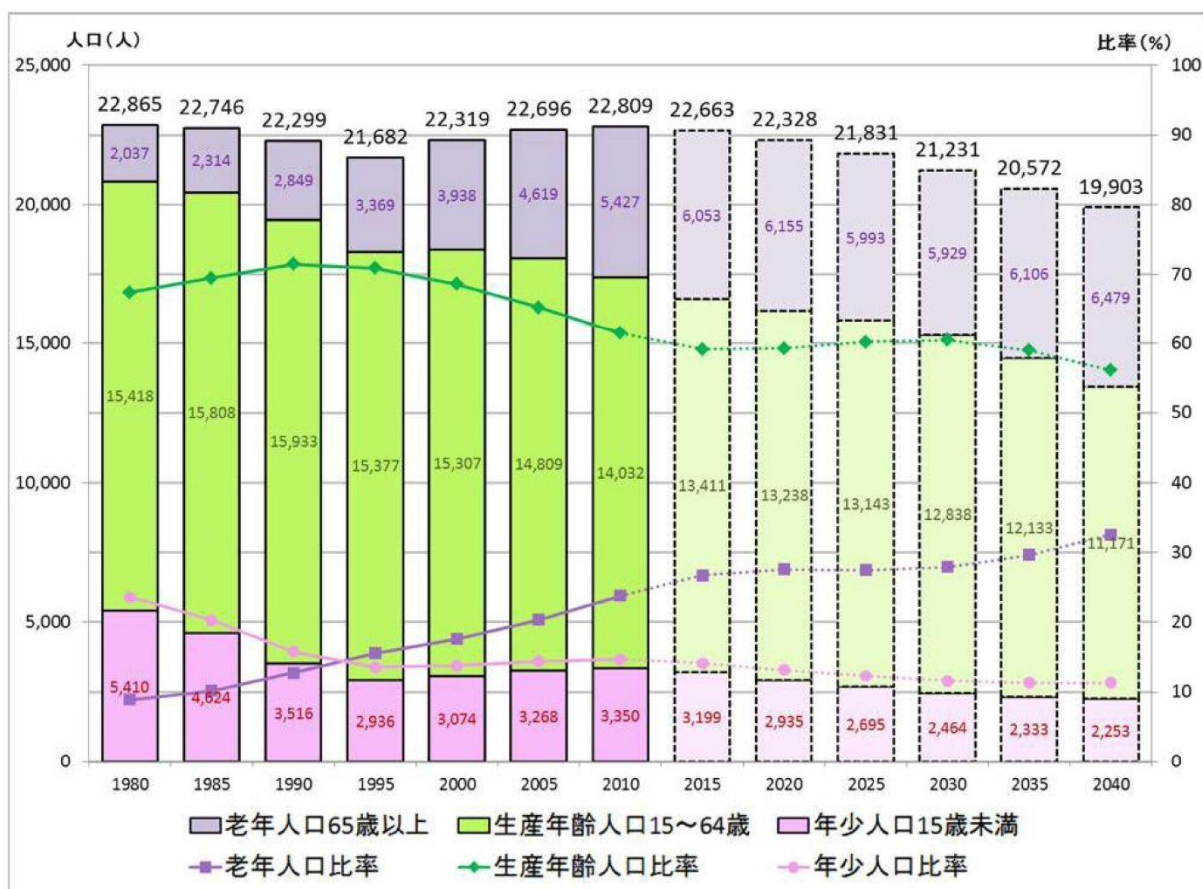
●公共施設の老朽化

笠松町の公共施設は、現在、延床面積で約8割が築30年以上を経過しており、今後、一斉に老朽化した施設の改修・建て替え時期を迎えることとなり、将来の維持管理コストが増大すると予測されます。



●人口減少・少子高齢化

笠松町の2040年(平成52年)の人口は19,903人、高齢化率(※)は約32.6%(2010年(平成22年)で約23.8%)になると予測されており、住民に必要な公共施設の質と量が変化していくことが考えられます。 (※)総人口に占める65歳以上の人口比率

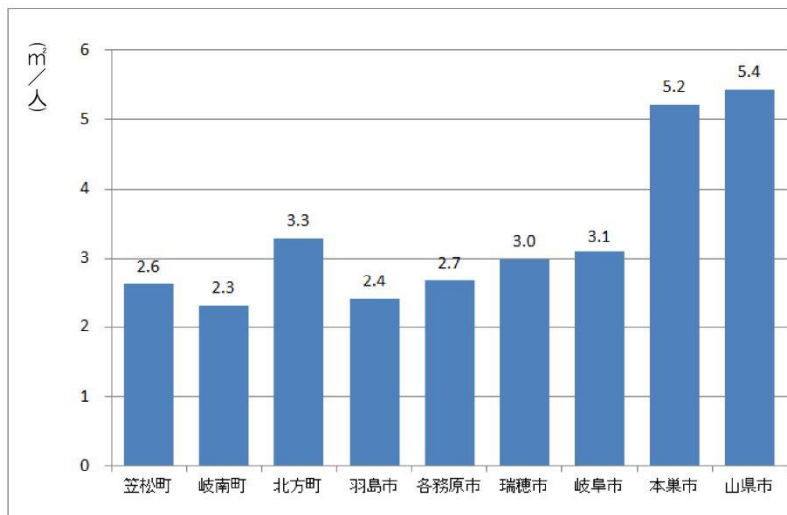


年齢3区分人口の推移と将来推計

【出典：(1980～2010)総務省統計局「国勢調査」、(2015～2040)社人研推計】

● 1人当たりの延べ床面積

町民1人当たりの公共施設の延床面積 2.6 m²は、近隣自治体と比較して、ほぼ似通った面積傾向にあります。



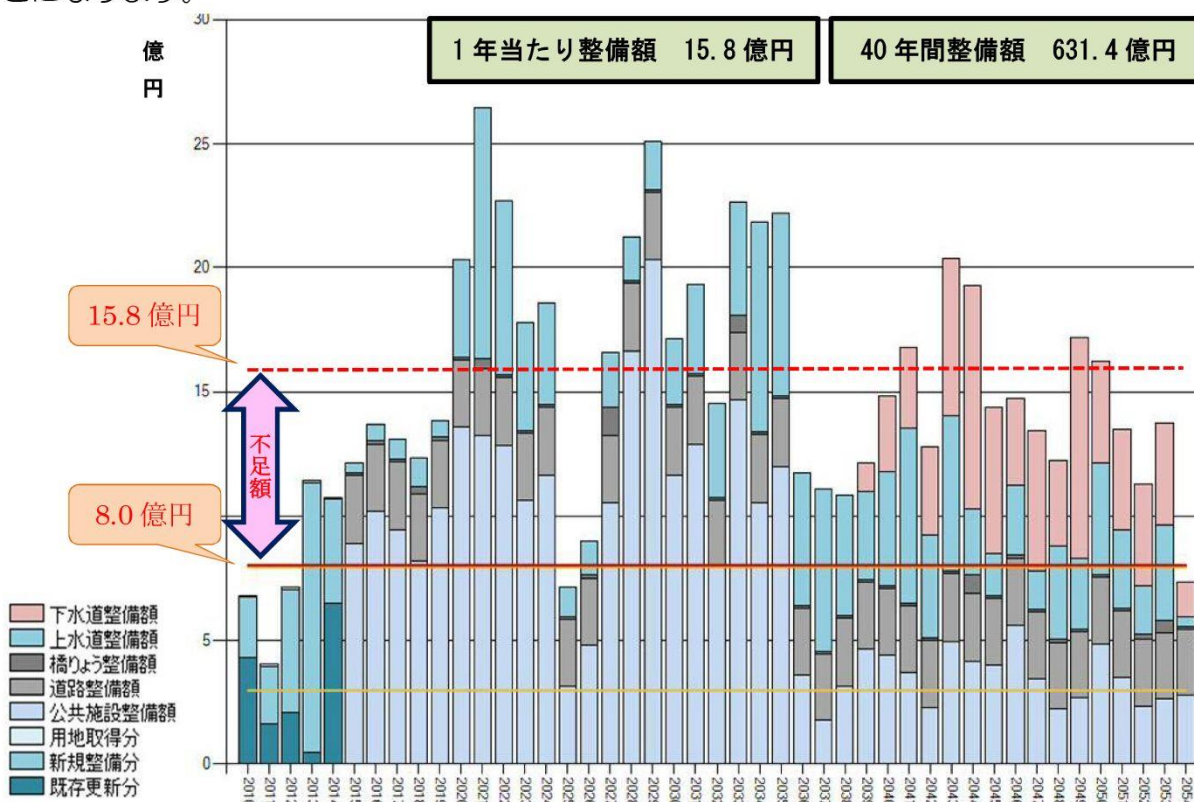
一人当たり公共施設延床面積(m²/人)

【出典：公共施設床面積（総務省 地方財政状況調査関係資料）を人口（平成 22 年国勢調査）で割って算出】

● 更新費用の試算

現在保有する公共施設等を全て保有し続けるとして、今後40 年間の更新費用を試算すると総額 631.4 億円、1 年あたり 15.8 億円の更新費用が必要です。

また、公共施設等の整備に充てられる費用は、2010 年度(平成 22 年度)から 2014 年度(平成 26 年度)までの年平均額として、8.0 億円となり、年間で約 7.8 億円不足することになります。



公共施設等全体の更新費用

【出典：H22 年総務省監修の「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」に基づくソフトで試算】

【笠松町の主な公共施設】

※道路、上下水道などのインフラ施設などの一部施設は除く

施設分類	該当する主な施設	所在地	建築年	施設分類の説明 (例示)
行政系施設	庁舎(本庁)	司町 1	1968 年(昭和 43 年)	町庁舎、支所、町民の窓口、消防署、清掃事務所、備蓄倉庫などの行政に係る施設
	庁舎(北事務所)	東陽町 44-1	1990 年(平成 2 年)	
	コミュニティ消防センター	中新町 29	1998 年(平成 10 年)	
	南部コミュニティ消防センター	長池 634	2001 年(平成 13 年)	
	県町書庫	県町 138	1992 年(平成 4 年)	
	門間倉庫	門間 1883	1971 年(昭和 46 年)	
	旧消防団車庫(北及)	北及 692	1972 年(昭和 47 年)	
	旧消防団車庫(円城寺)	円城寺 1513-3	1989 年(平成元年)	
	水防センター	円城寺 1801	2015 年(平成 27 年)	
文化系施設	米野会館	米野 480	1960 年(昭和 35 年)	町民ホール、コミュニティセンター、公民館、町民の家、青年の家などの集会施設や文化施設
	中央公民館	常盤町 6	1974 年(昭和 49 年)	
	松枝公民館	長池 292	1979 年(昭和 54 年)	
	総合会館	中野 229	1999 年(平成 11 年)	
	緑会館	緑町 67-1	1999 年(平成 11 年)	
	松枝みなみ会館	北及 33-2	1986 年(昭和 61 年)	
スポーツ・レクリエーション施設	町民体育館	常盤町 6	1972 年(昭和 47 年)	体育館、保養施設などの施設
	南体育館	長池 636	1966 年(昭和 41 年)	
	スポーツ交流館	江川 116	1996 年(平成 8 年)	
保健・福祉施設	福祉健康センター	長池 408-1	2000 年(平成 12 年)	福祉、保健に係る施設
	福祉会館	東陽町 44-1	1981 年(昭和 56 年)	
	小規模授産所	長池 237-1	1992 年(平成 4 年)	
社会教育系施設	下羽栗会館	中野 317	1979 年(昭和 54 年)	図書館、博物館、郷土資料館、美術館などの施設
	歴史未来館	下本町 87	2015 年(平成 27 年)	
	厚生会館	瓢町 15	1990 年(平成 2 年)	
学校教育系施設	笠松小学校	下新町 87	1960 年(昭和 35 年)	小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、総合教育センター、給食センターなどの施設
	松枝小学校	長池 642	1971 年(昭和 46 年)	
	下羽栗小学校	中野 227	1968 年(昭和 43 年)	
	笠松中学校	弥生町 1	1967 年(昭和 42 年)	
	給食センター	長池 227-2	1972 年(昭和 47 年)	
子育て支援施設	子育て支援センター	上新町 172	1977 年(昭和 52 年)	幼稚園、保育所、児童館・児童センター、子育て支援センターなどの施設
	児童館	田代 290	1968 年(昭和 43 年)	
公園	笠松みなと公園 あずまや	港町無番地	2008 年(平成 20 年)	公園の管理棟、倉庫、便所などの施設
その他	火葬場	緑町 42	1970 年(昭和 45 年)	駐車場、駐輪場、斎場、文化財などの施設
	杉山邸	下本町 63	1891 年(明治 24 年)	

I. あなたご自身についてお尋ねします

【問1】 あなたご自身について、該当するものを1つ選んで、番号に○印をつけてください。

(ア) 性別	1 男性	2 女性
(イ) 年齢	1 16～19歳 3 30～39歳 5 50～59歳 7 65～69歳 9 75歳～	2 20～29歳 4 40～49歳 6 60～64歳 8 70～74歳
(ウ) お住まいの地域	1 笠松地域 3 下羽栗地域	2 松枝地域
(エ) ご職業	1 会社員（公務員を含む） 2 自営業 3 パートタイマー・アルバイト・派遣社員 4 家事専業 5 学生 6 無職 7 その他（ ）	
(オ) 笠松町での居住年数	1 5年未満 3 10年以上15年未満 5 20年以上	2 5年以上10年未満 4 15年以上20年未満
(カ) 家族構成	1 ひとり世帯 2 夫婦のみ世帯 3 二世帯世帯(親・子) 4 三世帯世帯(親・子・孫) 5 その他（ ）	
a.15歳以下の方の有無	1 いる	2 いない
b.65歳以上の方の有無	1 いる	2 いない

Ⅱ. あなたの公共施設の利用状況についてお尋ねします

【問2】 あなたは、過去1年間に、以下に示す公共施設をどのくらい利用しましたか。

施設ごとに「①利用頻度」から1つ選んで、番号に○印を付けてください。

また、「①利用頻度」で「3 年に数回程度」または「4 利用していない」を選択した場合は、その理由を「②利用していない理由」から選んで(複数回答可)、番号に○印を付けてください。

施設分類		①利用頻度				②利用していない理由 (①利用頻度で「3」「4」を選択した場合のみ)					
選択肢		1 週に1回以上	2 月に1回以上	3 年に数回程度	4 利用していない	1 アクセスが不便(自宅から遠い)	2 存在またはサービス内容を知らない	3 利用時間、利用料金に不満	4 設備に不満(古い、部屋が小さい等)	5 他自治体または民間の施設を利用	6 利用機会なし・必要としていない
(記入例) ○○施設		1	2	③	4	①	2	3	④	5	6
行政	庁舎(本庁)	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
	コミュニティ消防センター	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
	南部コミュニティ消防センター	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
町民文化	米野会館	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
	中央公民館	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
	松枝公民館	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
	総合会館	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
	緑会館	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
	松枝みなみ会館	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
スポーツ	町民体育館	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
	南体育館	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
	スポーツ交流館	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
保健福祉	福祉健康センター	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
	福祉会館	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
社会教育	下羽栗会館	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
	歴史未来館	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
	厚生会館	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
子育て支援	子育て支援センター	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
	児童館	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
公園	笠松みなと公園あずまや	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
その他	杉山邸	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6

【問3】 あなたがよく利用する、笠松町以外の公共施設がありましたら、「①施設の名称」にその名称を、「②自治体名」にその施設がある自治体を、「③利用頻度」から1つ選んで、番号に○印を付けてください。

①施設の名称	②自治体名	③利用頻度		
		1 週に1回以上	2 月に1回以上	3 年に数回程度
(記入例)〇〇センター	岐阜市	1	②	3
		1	2	3
		1	2	3
		1	2	3

Ⅲ. あなたの考える今後の公共施設のあり方についてお尋ねします

【問4】 笠松町では、様々な公共施設を整備してきましたが、その多くが老朽化し、今後多額の更新費用を要すると試算されています。人口の減少や少子高齢化により、町の大幅な増収が見込めない中、全ての公共施設を適切に維持していくことが難しくなると考えられます。

公共施設に対する笠松町の取り組みの方向性として、あなたの考えに最も近いものを1つ選んで、番号に○印を付けてください。

該当するものが無い場合、「5 その他」にあなたのお考えを記入してください。

- 1 公共施設は質・量ともに不足しているので、今後も増やすべき
- 2 今ある公共施設は必要なものなので、現状維持を優先的に考えるべき
- 3 公共施設の必要性を見直し、人口や税収に見合った公共施設の質・量にするべき
- 4 必要性の低い公共施設については、積極的に集約化（統廃合※を含む）、複合化※を行うべき
- 5 その他 []

※統廃合：同じ機能を持つ施設を1つに統合し、その他の施設を廃止すること。

※複合化：異なる機能を持つ施設を1つの建物にまとめること。

- 【問 5】 笠松町の公共施設を適切に維持していくためには、維持管理や運営にかかる費用の見直しや新たな財源の確保が必要です。そのために積極的に実施すべきこととして、あなたの考えに近いものを4つまで選んで、番号に○印を付けてください。該当するものが無い場合、「13 その他」にあなたのお考えを記入してください。

- 1 古い施設であっても、メンテナンス(修繕)を行い、できるだけ長い間使用する。
- 2 規模の大きな施設を小さくし、維持管理費の削減を図る。
- 3 現在ある施設の集約化、複合化を行い、施設を再編する。
- 4 国や県、近隣自治体と施設を相互利用する。
- 5 民間の施設（会議室やホール、スポーツ施設等）を公共施設として使用する。
- 6 地域に密着する施設の管理運営をコミュニティ（地域住民等）に任せる。
- 7 施設の更新（建替え）や管理運営に民間のノウハウや資金を活用する。
- 8 施設におけるサービスの水準を引き下げる。
- 9 施設の一部や土地の売却・貸付、ネーミングライツ（施設命名権）などにより収入を得る。
- 10 積極的に税金を投入し、町民全体で維持管理費を負担する。
- 11 使用料を徴収できる施設の料金を引き上げる。
- 12 今後もこれまで通り町民ニーズに応え、積極的に新設・更新（建替え）していく。
- 13 その他 [

【問 6】 現在、笠松町には、5 ページの「笠松町の主な公共施設」で示す公共施設（学校などの一部施設を除く）があります。

あなたは、笠松町の人口規模（約 2 万 2 千人）からみて、機能別の公共施設の数・サービス水準については、どのように思いますか。機能別に、あなたの考えに最も近いものを「①満足度」から 1 つ選んで、番号に○印を付けてください。

また、公共施設で様々なサービスを提供していますが、笠松町が将来にわたって優先的に維持すべき行政サービス機能は、どのような機能だと思いますか。

あなたの考えに近いものを 3 つまで選んで、「②優先的に維持すべき機能」欄に○印を付けてください。

主な施設		①満足度						②優先的に維持すべき機能
		満足	やや満足	ふつう	やや不満	不満	利用した事がない	
記入例) ○○機能〔満足度が「やや満足」で「優先的に維持すべき機能」だと思う場合〕		1	②	3	4	5	6	○
1 行政窓口施設	支所など	1	2	3	4	5	6	
2 防災関連施設	コミュニティ消防センターなど	1	2	3	4	5	6	
3 集会施設	緑会館、中央公民館、松枝公民館など	1	2	3	4	5	6	
4 教育文化施設	松枝みなみ会館、下羽栗会館、歴史未来館、中央公民館、厚生会館など	1	2	3	4	5	6	
5 スポーツ施設	町民体育館、南体育館、総合会館、スポーツ交流館など	1	2	3	4	5	6	
6 子育て支援施設	子育て支援センター、児童館など	1	2	3	4	5	6	
7 保健福祉施設	福祉健康センター、福祉会館	1	2	3	4	5	6	
8 公園		1	2	3	4	5	6	

優先的に維持すべき機能について、3 つまで選択し、○印を記入してください。

【問 7】 笠松町の公共施設について、将来的に公共施設を見直すことになった場合、どのような施設を見直していくべきだと思いますか。

あなたの考えに近いものを3つまで選んで、番号に○印を付けてください。

該当するものが無い場合、「9 その他」にあなたのお考えを記入してください。

1	維持管理費の高い施設
2	建物・設備が古く老朽化した施設
3	利用者が少ない施設
4	一部の個人・団体のみが利用している施設
5	社会経済情勢の変化（少子高齢化など）により、町民ニーズに合わなくなった施設
6	民間の施設で機能が代替できる施設
7	国や県、近隣自治体の施設と機能が重複している施設
8	アクセスしにくい（交通の便が悪い）施設
9	その他 []

【問 8】 笠松町の公共施設のうち、今後、施設の集約化（統廃合※を含む）、複合化※を行ってもよいと考える施設があれば、具体的に施設名をご記入ください。また、その理由についてご記入ください。

（施設名については、5ページの「笠松町の主な公共施設」を参照ください。）

施設名	理由

※統廃合：同じ機能を持つ施設を1つに統合し、その他の施設を廃止すること。

※複合化：異なる機能を持つ施設を1つの建物にまとめること。

【問 9】 笠松町の公共施設のうち、今後、さらに充実させるべきであるとする施設があれば、具体的に施設名をご記入ください。また、その理由についてご記入ください。

(施設名については、5ページの「笠松町の主な公共施設」を参照ください。)

施設名	理由

【問 10】 その他、笠松町の公共施設の現状や将来のあり方について、ご意見がございましたら、ご記入をお願いします。

アンケートは以上です。
ご協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒に入れ、7月8日(金)までに、切手を貼らずにご投函ください。
なお、お名前やご住所の記入は必要ありません。

笠松町公共施設等総合管理計画策定委員会設置条例

平成 27 年 6 月 5 日 条例第 23 号

（設置）

第 1 条 町が所有する全ての公共施設等について、現況及び将来の見通しを踏まえ、総合的かつ計画的に管理する計画（以下「総合管理計画」という。）を策定するため、笠松町公共施設等総合管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、総合管理計画の策定に関する事項について調査審議する。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

（委員）

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 町民
- （2） 学識経験を有する者
- （3） その他町長が必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長及び副会長）

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、企画環境経済部において処理する。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

笠松町公共施設等総合管理計画策定の経過

年	月日	項目内容
平成27年	5月 8日	第1回笠松町公共施設等総合管理計画策定会議
	6月 5日	笠松町公共施設等総合管理計画策定委員会設置条例制定
	7月 8日	第2回笠松町公共施設等総合管理計画策定会議
	9月14日	職員説明会実施
	12月17日	第1回笠松町公共施設等総合管理計画策定委員会(諮問)
平成28年	5月17日	第2回笠松町公共施設等総合管理計画策定委員会
	6月20日 ～7月8日	住民アンケート実施
	11月14日	第3回笠松町公共施設等総合管理計画策定会議
	12月26日	第3回笠松町公共施設等総合管理計画策定委員会
平成29年	1月26日	第4回笠松町公共施設等総合管理計画策定委員会
	2月13日 ～28日	パブリックコメントの実施
	3月 8日	第5回笠松町公共施設等総合管理計画策定委員会(答申)



笠松町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

笠松町役場 企画環境経済部企画課

〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町 1 番地

TEL : 058-388-1111

FAX : 058-387-5816

E メール : kikaku@town.kasamatsu.lg.jp